

公益財団法人亀岡市スポーツ協会 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人亀岡市スポーツ協会定款第2章第4条の事業達成について顕著な功績のあった者、または団体を表彰するに必要な事項を定めるものとする。

(表彰を受ける者)

第2条 この規程により表彰を受ける者は次のとおりとする。

- (1) 本会及び加盟団体の発展に貢献し、功績の顕著であるもの。
- (2) 本市スポーツの発展に貢献し、会長が特に適当と認めるもの。

(表彰の区分及び推薦の基準)

第3条 表彰は、特別功労賞、功労賞とし、各区分の被表彰者、団体に係る推薦基準は次のとおりとする。

(1) 特別功労賞

ア. 本会の会長、副会長及び専務理事として、多年にわたり組織運営に従事し、本市スポーツの振興並びに本会の発展に功績が顕著であった者。

(2) 功労賞

ア. 本会加盟団体の役員として、多年にわたり市民スポーツの振興並びに本会の発展に功績顕著であった者。

イ. 本会の理事、監事及び評議員として、多年にわたり組織運営に従事し、功績顕著であった者。

ウ. 本会加盟団体の選手育成に永年にわたり従事し、特に優れた選手の育成に功績のあった者。

エ. 本会加盟団体の生涯スポーツ振興に永年にわたり従事し、功績顕著であった者。

オ. 本会及び本会加盟団体の競技大会運営等の分野において、永年にわたり貢献し、その功績顕著な者。

カ. その他、スポーツの振興に係る学術研究等に功績のあった者。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者、団体の推薦は、本会加盟団体長が別紙様式により行う。

(被表彰者、団体の決定)

第5条 被表彰者、団体は、本会の選考委員会で協議、決定する。

(選考委員会)

第6条 本会の選考委員会は、次の者で構成する。

- (1) 会長、副会長、専務理事
- (2) 本会の各専門委員長
- (3) 本会事務局長

(表彰の方法)

第7条 表彰は毎年1回会長が表彰状を授与して行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、公益財団法人亀岡市スポーツ協会表彰に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年7月1日から施行する。